

第66回愛知県国土利用計画審議会会議録

○日時

令和元年11月26日（火） 午前10時から午前11時10分まで

○場所

愛知県議会議事堂1階 ラウンジ

○出席した委員（五十音順敬称略）

生田京子	新海正春	武田美恵	都築紀理
服部正樹	秀島栄三	増田理子	峰野修
宮脇勝			

（9名）

○出席した幹事

都市整備局都市基盤部都市計画課長（事務局兼務）

政策企画局企画調整部企画課長（代理）

環境局環境政策部自然環境課長（代理）

経済産業局産業部産業立地通商課長（代理）

農業水産局農政部農業振興課長（代理）

農林基盤局農地部農地計画課長（代理）

農林基盤局林務部林務課長（代理）

農林基盤局林務部森林保全課長（代理）

建設局道路維持課長（代理）

建設局河川課長（代理）

建築局公共建築部住宅計画課長（代理）

建築局建築指導課長（代理）

企業庁企業立地部工務調整課長（代理）

企業庁企業立地部研究施設用地開発課（代理）

○出席した事務局職員

都市整備局長	鎌田裕司
都市整備局都市基盤部都市計画課長	片山貴視
都市整備局都市基盤部都市計画課主幹	梶田浩昭
課長補佐	鈴木系一
主任主査	田村豊
主事	小久保千佳
主事	古賀祐輝

1. 開会（事務局：片山都市計画課長）

2. あいさつ

鎌田都市整備局長

3. 議題

(1) 愛知県土地利用基本計画の変更について

ア 説明

資料により、鈴木都市計画課長補佐が変更案について説明した。

イ 質疑

（峰野委員）

諮問案件のみよし農業地域の縮小、11ha についてですが、これは市が開発行為の主体ということによろしいですか。

（都市計画課）

市の開発公社が開発するものでございます。

（峰野委員）

ということは、市が用地買収をされると。地主さんの了解はもういただいているのでしょうか。

（都市計画課）

すべてご了解いただいております。

（峰野委員）

現況を見ますと、また新しく有効利用されるのではないかなという気がしますが、これだけの面積ですから、開発後の排水とか、いわゆる環境面への配慮、そういったことをしっかり県として指導していただきたいと思えます。その辺についてはどのようにお考えですか。

（都市計画課）

市街化区域編入する際に、環境省等と国を通じて調整しておりまして、市とも地区計画をもって、緑地配置とか、そういった配慮をするということで調整がとれております。また、排水についても県庁内の関係部局と調整させていただいております。

（峰野委員）

地区計画はもうできているのですか。

（都市計画課）

市街化区域編入と同時に策定する予定でございます。

（峰野委員）

これだけの大きな案件でございますので、近在の住居、工場等への影響

もできるだけ考慮した指導をしっかりとさせていただくことを要望して終わります。

ウ 結論

(秀島会長)

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

(2) 愛知県国土利用計画（第五次）の素案について

ア 説明

資料により、梶田都市計画課主幹が説明した。

イ 質疑

(都築委員)

資料1の中で、全国計画を基本に県の計画は作るんだと、このように仰いました。その全国計画がどのように変更されたかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。それを捉えませんか、愛知県の計画がそれに整合しているかどうか分かりませんので、教えていただきたいと思います。

次に、この10年の間に都市農業振興基本法というものが制定されて、都市農地というものが、従前は調整区域から市街化区域に移っていく、その予備軍だという位置付けだったものが、都市に農地というものがあって当たり前だという位置付けに変わっております。このことについては、今回の計画で踏まえられているのでしょうか。

(事務局)

第五次の全国計画については、2015年に改定されてございまして、初めて人口減少を前提とした計画となっております。愛知県はまだ多少、人口が伸びますが、それも踏まえて本計画は、人口減少の将来2030年を目標年次として、人口減少を踏まえた計画としてございます。

愛知県国土利用計画と全国計画でどのような点が一致して、どのような点が違うのかですが、4つの県土利用の基本方針のうち、ア、イ、ウまでは全国計画を基本としたものでございます。全国計画を基本とするということは国土利用計画法で定められております。その法令の下で作ってございますが、これは県独自の計画を妨げるものではありません。県の特性を追加しても良いということになってございますので、本県としては産業県でもあり、産業力の強化というものをつけてございます。

(秀島会長)

ア、イ、ウも、愛知県の固有性は少し考慮してあるんですね。

(事務局)

全国計画に即するといってもまったく同じことを書いているわけではなく、ア、イ、ウそれぞれに本県の特性がございまして。人口減少については、全国はすでに減少しておりますが、愛知県はまだ少し伸びてそこに至るということ、自然環境についてもそれぞれ置かれた条件が全国ベースと愛知県は異なります。安全・安心についても、本県は日本最大の海拔ゼロ

メートル地帯を有するというようなことで、そういった防災について非常に力点を置いた計画としてございます。

(都市計画課)

都市農地の関係でございますが、平成29年に改正された生産緑地法で改正されております。その辺の関係につきまして、具体的ではないのですが、素案本文の14ページ、(1)農地に理念として記載させていただいております。

市街化区域内農地の中でも生産緑地地区につきましては、ご存じのとおり2022年問題というものがございます。平成4年に当初指定されておりますが、30年経過し、2022年になると一挙に、全国的に宅地が激増するのではないかという懸念がありまして、都市農地の関係で生産緑地法が改正されております。その関係で、ここにも書いてございますが、地域の求め、土地所有者等のご意向を汲まなければいけないと法律で書いてございますが、10年間制度が延長されるという、特定生産緑地という制度が国の方で措置されております。

この計画は大きな基本計画ですので、そこまで細かく書いてございませんが、都市計画課としましても、市町村と連携いたしまして、特に生産緑地法は市町村の方が主管になりますので、国からの説明会等の案内や、情報提供、連携等、もちろん相談にも乗らせていただいております。特定生産緑地の指定に向けて努力させていただいております。

(峰野委員)

資料1の国土利用計画の性格・意義のところ、「県土づくりに携わる様々な主体が、県土利用に対するイメージを共有」という言葉が使っておりますが、この言葉をもう一度検討していただけたらと思います。確かに、ビジョンだからイメージということも分かりますが、この大事な計画でイメージを共有するという言葉は、あまり意味を成さないのではないのでしょうか。もう少し具体的な表現の仕方をご検討いただきたい。我々はイメージを共有することが大事なのではなくて、方向性を確認することが大事だと思いますので、その実現に向けて協働して取り組むための指針となるよう、言葉の使い方をご検討いただけるとありがたいと思います。

もう一点、ここは国土利用計画審議会ということで伺っています。資料1に愛知県土地対策会議というのがございますが、これはまた別の会議ですよね。

(事務局)

「イメージを共有し」の部分でございますが、あくまで委員の仰られたとおり長期構想でございますので、まず、全体がどの方向に向くかということ、その様々な主体の方、行政だけではなく県民の方、企業の方も含めて、まず全体のイメージを持っていただいて、その実現に向けて取り組むための指針として書いてございます。ビジョンという性質のものでございまして、最後のところ、県土づくりに携わる様々な主体がというところで捉えていただければと考えてございます。

もう一つ、愛知県土地対策会議についてですが、こちらの本審議会と特別に何か並列したものではなく、構成員はすべて県職員でございまして、研究会、幹事会、本会議という形で構成してございます。それぞれ担当ク

ラス、課長クラス、局長クラスというような形での構成になりますけれど、そういった県の中の内部調整をやる会議でございます。当然のことながら愛知県国土利用計画は、資料1の左下の表にもあるように、各個別規制法の担当主管課と調整して素案を作り上げるものでございますので、その県庁内部の調整会議だと捉えていただければ結構だと思います。

(峰野委員)

後半の方は県職員の担当者の会議だというのは分かりました。

まさに、左の一番下に書かれているように、独自の土地利用規制措置を持たないというのがポイントだと思います。まさにビジョンなんですよ。イメージで勝負するというか。こういう方向を目指そう、ということだとは理解しましたが、この国土利用計画の持つ意味はもう少し重いのだと思いますので、その表現の仕方について、局内で一度ご検討いただきたい。

(都市整備局長)

委員ご指摘のとおりだと思います。イメージだと漠然としてしまいますので、いまご提案いただきました、「県土利用に対する方向性を共有し」と修正させていただきます。

(峰野委員)

その方がより重みが増していると思います。ありがとうございます。

次に、資料2です。左側の第2章のことで、宅地が2017年から2030年には3,400ha増える見込みで、市街地は1,300ha減るとなっています。自分のイメージの中では宅地と市街地のこの増減がよく分からないのですが、もし分かれば教えてください。

(事務局)

まず住宅地につきましては、まさに住宅を形成している土地ということになります。定義につきましてはちょっと細かくはなりますけれども、固定資産で宅地で評価されたものということになります。市街地については、人口集中地区でございますので、単純な宅地ではなくて、人口の集中している地域が、今後の10年間を見据えていくに当たっては減少していくのではないかとということで、このような数字を作らせていただいたものでございます。

(峰野委員)

そういう意味だろうとは思いますが、市街地という言葉のイメージが、どういう規定で面積を計算されているのかが、いまいよく分からない。宅地と市街地とほぼ面積一緒じゃないですか。あなたたちが何らかの判断で行政区分をしてカウントしているのだろうと思うのですが、このギャップがよく分からない。

(事務局)

資料で単純に市街地と書いてございますので、ご理解が難しいものがあったかもしれませんが、いわゆるこの人口集中地区とは、今回使ってございますのが国勢調査による人口集中地区の面積でございますので、広い意味での宅地とはちょっと違うものでございます。その点で、ご理解の齟

齟があつたかもしれません。人口集中地区というものは、人口密度が基本的には平方キロ当たり 4,000 人以上のものでございます。そういったところの面積が若干減るということを想定しております。

(峰野委員)

平方キロ当たり 4,000 人以上いるところが市街地という規定ですという説明ですよね。それでカウントしていると。

(事務局)

単純に市街地とだけ出してございますので、通常の宅地だという誤解を招いたかもしれません。その点については、人口集中地区であるということをご理解いただければと思っております。

(峰野委員)

線で引いて市街地というものを数字として出す必要があるかどうかも含めてご検討くだされば結構です。

(事務局)

委員ご指摘のとおり検討したいと思っております。市街地という誤解を招きますので、人口集中地区ときちっと定義をはっきりさせた上で、記載したいと思っております。

(峰野委員)

次に行きます。資料 2 の右側、農山漁村地域ということで、素案の本文の方を見ると 13 ページに出てくるのですが、「小さな拠点」という言葉の使い方です。昔のはやりの言葉で言えばコンパクトシティというのか、私自身住んでいるところがそうなのですが、山間地域というのは、条件不利地域に住んでいる方が結構いるんですね。ですから災害も発生しやすい。だから、いわゆる集落の集約化とか、もう少し、その「小さな拠点」という言葉の使い方を分かりやすく説明をしていただいた方がいいかなと思います。いま私なりに思うのは、集落の集約化、いわゆる、より安全なところへ集落を集めていくという方向もありかなと思います。

また、「小さな拠点の形成を進めることも有効です」と書かれていますが、これはもう一度、文章を検討していただきたい。「も有効です」というのは、極めて第三者的な言い方で、こんな言い方では困るというか、もう少し責任を持った言い方にしてほしいと思っております。

それからもう一点、同じ 13 ページで自然維持地域というところが出てきます。自然を維持しなくてはいけないという意味での地域だと思っております。小さな一軒家は別にして、基本的には人が住んでいないところだと思います。ここで、「野生鳥獣被害等の防止に努める」というのはこのセクションではなく、農山漁村地域に入ってくる言葉ではないかなと思われまますので、「野生鳥獣被害等の防止に努める」という言葉をここで入れるのか、上で入れるのかのご検討をいただくとありがたいなと思っております。

それからもう一つ、空き家の問題です。空き家、空き店舗の問題は、これからかなり大きな問題になってくると思っておりますので、もう少し踏み込んでご提言、ご提案いただくとありがたいかなと思っております。

(事務局)

「小さな拠点」について、もう少し踏み込んでどうかというご意見ですが、「小さな拠点」というのは、農山間地域等で小学校区などの集落が集まる基礎的な生活圏の中で買い物だとか、医療、福祉等の様々な生活サービスなどを地域活動の拠点として使えるような地域ということで、その中で、「有効です」というような表現ではどうかというご指摘いただきましたので、検討させていただきたいと思います。

また、13 ページの下の自然維持地域の中で、野生鳥獣被害等の防止の話がここではなくて上ではないのかというご指摘をいただきました。これについても一度、再整理をさせていただきたいと考えてございます。

もう一つ、空き家等の対策についてご指摘がありました。実は所有者不明土地等も含めて、非常に問題になってございます。今回の愛知県の国土利用計画についてもその点についてはぜひぶん触れさせてはいただいております。2015年に作られた国の国土利用計画では、まだ当時は問題になっておらず、触れられてなかったことを、愛知県の方は国の動きを先取りしながら、随所に記述を設けさせてはいただいております。決して失念しているとかそういうことはございません。意識した上で整理をさせていただいております。

(峰野委員)

空き家対策について、国も所有者不明土地等、かなり踏み込んで言うようになってきています。いま言われたとおりであれば、愛知県はさらに先取りして私的所有権の制約も含め、強制力をもって排除するとか、そこまで検討すべきだとか、それくらいまで踏み込んでもいいと思います。これからかなりそういった問題が議論されてくと思いますので、ぜひしっかりと議論して踏み込んで取り入れていただきたいと思います。

(事務局)

いま所有者不明土地をはじめ、土地政策自体が国の方でも議論されておりました、委員のご指摘のような財産権の規制に繋がるようなことはやはり立法措置でないと難しい面もございます。愛知県だけでどうこうということは、難しいかと思っております。いずれにしても、国の土地政策の方向などもきちんと注視しつつ、それを踏まえながら計画の検討に際して資料等を検討してございます。

(秀島会長)

資料2の第1章、「4 利用区分別の県土利用の基本方向」の「空き家・低未利用地の有効利用」というところかと思うのですが、例えば、空き家対策の強化くらい言ってもいいのではないのでしょうか。

(峰野委員)

ぜひお願いします。

(秀島会長)

では、後ほど検討します。

(宮脇委員)

特別委員会でもかなり意見を出したのですが、なかに反映されていて、と

てもいいと思います。

一点だけ、特別委員会の時に、持続可能な開発目標SDGsとの関係性を書面でいろいろ見せていただいたのですが、今回の資料の中では一切なくなっています。あえて言うと、持続可能な開発目標との繋がりについて、一般の方の意識形成の面から、あった方がいいのかなと思います。

資料2でいうと、「多様な主体による県土管理」のところ、一般の方も含めて色々な主体があると思いますが、県土管理において持続可能な管理というか、形成や利用、こういったものを進めていくんだと。SDGsという言葉は直接ここに入れると分かりづらいかもしれないのであれば、持続可能な県土管理とか、形成とか、利用とか、そういった言葉づかいで構わないので、もう一度、そこで念を押すと良いと思います。

本文の方も、「はじめに」のところにはSDGsが書かれていますが、中においてあまり書かれていないので、36ページの「10 多様な主体による県土の適切な管理推進」とあるところ、適切な管理でいいと思うのですが、例えば、持続可能な管理ですとか、あるいは本文中に、持続可能な県土の形成や利用などの言葉を使いながら、参画していくようなイメージというのはここにも入るのではないかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

(事務局)

特別委員会の折には、細かいSDGsと本章との関連資料等も出しましたが、今回は中間報告ということで、そこまでの細かい資料は出しませんでしたけど、今の委員のご指摘踏まえまして整理をしたいと考えてございます。

(秀島会長)

まとめますと、資料1でイメージを方向性に、資料2で市街地という記載を再考する、空き家について検討する、あと小さな拠点、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止、これらについて再考すると。あと最後に持続可能ということ強調しても良いのではないかと、ということで、今回中間報告ではありますけれども、可能であれば事務局と私の方で修正、改良を試みたいと思います。

一言申したいことがあるのですが、今回の審議会において、特別委員会の委員ばかりが多く出席していて、そうでない方のご意見があまり得られず、残念だなと思っています。まだ国土利用計画の意義というものが必ずしも深く理解されていないのではないのでしょうか。議題(1)の方で、いろんな計画がもうこうなっているからこれを認めますということを行いました。国土利用計画が後付けになっており、後ろから認めるということももちろん有意義なのですが、計画ですから、愛知県はこの計画に乗って良い県土にしていくんだということ、価値・意義として広く伝わるよう、事務局の方でもご尽力いただければというように思う次第でございます。

4. 閉会 (片山都市計画課長)